

令和4年鉢田市農業委員会9月定例総会議事録

日 時	令和4年9月26日（月）午後2時00分																																																																																	
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																	
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>欠</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>欠</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>欠</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>欠</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>欠</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>				番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	欠	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	欠	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	欠	21番	菅谷 幸子	欠	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	欠	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																													
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																													
2番	坪沼美知子	欠	14番	飯岡 政一	出																																																																													
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																													
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																													
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																													
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																													
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																													
8番	平沼 要司	欠	20番	小沼 藤雄	出																																																																													
9番	長峰 克巳	欠	21番	菅谷 幸子	欠																																																																													
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																													
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																													
12番	永井 俊齋	欠	24番	梶間 幸一	出																																																																													
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長																																																																																	
議長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																	
議事録署名人	13番 齊藤 新一 15番 窪 伸衛																																																																																	
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																																	
議題	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第4号 現況証明書の交付について 議案第5号 農地改良協議に対する同意について 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権																																																																																	

	<p style="text-align: center;">利移動届出について 報告第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請 に対する許可処分について</p> <p style="text-align: center;">その 他</p> <p style="text-align: center;">(開　会)</p>
事　務　局	<p>皆さんおそろいですので、令和4年鉾田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会　　長	<p>どうも皆さん、こんにちは。先月は私の体調不良で休ませていただきまして、皆様に多大な迷惑をおかけしました。この場を借りておわび申し上げます。</p> <p>やはり毎回毎回、私挨拶のときにコロナ、コロナと、コロナのことばかり言っているような、自分でも感じておりますけれども、私も実は正直のところ、22日に37.7度出たもので、午後2時ごろ、そのくらいの熱が出たもので、早速近くの大洋クリニックに行ってPCR検査を受けたならば、やはり陽性ということを言われましたので、自宅待機で10日間過ごしましたけれども、医者へ行って、37.7度ということで解熱剤をもらって、次の朝は下がりまして10日間、部屋の中で過ごすのはつらいです。どこも痛いところもかゆいところも何もなくて、部屋から出られない。これは非常につらかったです。風呂に入るのにも、家族が入ってから2時間ぐらいたってから入って、やはり出終わったらば、風呂のほうも換気をやりながら、うちには母親が8月5日で97歳になりましたけれども、コロナにからなくて、21日には私も昼間に一緒に御飯を食べながら、氷水を飲んで、氷が余ったから、ばあさん、これ氷水で飲めというので、ばあさんにも渡したけれども、そのときはかかっていなかったのですね。だから、どこでかかったか、実際正直言って分からなかったです。家族には感染しなかったです。ただ、10日間、家から出られない。そういうことで非常につらかった思いがありますけれども。</p> <p>鉾田市では、コロナにかかる人数が少なくなりまして、ゼロの日にも多くなってきました。でも、茨城県内では1,000人から出ておりますけれども、毎日。どこでそういうことに直面するか分からないけれども、私も予防注射を4回打ちましたから、その効果で軽く済んだのかなという感じはしましたけれどもね。そういうことで、それから10日間過ぎてからほかの人と接触しても、ほか</p>

	<p>の人も何ら全然関係なく過ごさせていただきました。そういうことで、無事に回復しましたので。やはり気をつけていてもそういうことでございますので、皆さんもひとつなるべくならばかからないように。マスクをやるといっても、多分とっぷ・さんてで風呂に入るのにはマスクを外すから、そういうところでうつったのかなど自分なりに思っておりますけれども。</p>
	<p>それと、台風がここへ来てから大分日本に近づいてきますけれども、また台風ができましたけれども、今度の台風は本州のほうには被害がなかった。この前の台風も被害はなかったですけれども、静岡県のほうから何からかなり被害を被って断水状態で、国に緊急事態宣言の申告をして、給水車を呼ぶような、そんな感じでありますけれども、鉢田のほうも稲刈りもほとんど終わりまして、何ら被害なく過ごしてやっておりますので、これは非常にいいことかなと思っております。</p>
	<p>今日も皆様、一応議案なり案件がありますので、慎重審議ひとつよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉢田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は19名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉢田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。会議録署名人に、13番 齊藤新一 委員、

	15番 齋仲伸衛 委員の両名を指名いたします。
議長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 新型コロナウィルス感染防止対策のため、2番、坪沼美知子委員、8番、平沼要司委員、9番、長峰克巳委員、12番、永井俊齋委員が欠席となります。
議長	なお、21番、菅谷幸子委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	これより議事に入ります。
	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議長	番号1番から番号15番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	番号1番から番号15番までご説明いたします。 申請件数につきましては15件、地目、田8筆、畑17筆、計25筆、面積は7万7,055平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買11件、普通贈与1件、交換2件、使用貸借1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。

議 長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	<p>3番、宇佐見です。3条、1番について説明します。</p> <p>譲渡人、■さんと譲受人、■さんは知人の関係にあり、■さんが所有する水田の隣が今回の申請地で、数年前より■さんが借りて耕作していたのですが、今回■さんが買ってほしいということで売買契約が円満にまとまったとのことです。■さんは現在70歳で、20年ほど前に水田を中心に農業を1人でされているとのことでした。特に問題ない案件かと思われますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	続きまして、番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。
海東一委員	<p>6番、海東です。譲受人、■と譲渡人、■さんは知人の関係でございます。このたび■さんの経営拡大ということで、売買が円満にまとまったということでございます。</p> <p>■さんは、経営面積、田んぼ8ヘクタール、畑70アールあり、後継者も熱心に取り組んで、3人で経営しています。稲作を増産するため、申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、譲渡人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条の許可申請の発行について問題ないと想いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続いて、3番でございます。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の関係でございます。このたび■さんの経営拡大ということで、売買が円満にまとまったということでございます。譲受人、■さんは、番号2番のものと一緒になので、省略させていただきます。つきましては、農地法第3条の許可申請の発行について問題がないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	続きまして、番号4について地元委員の説明を求めます。
齊藤新一委員	<p>13番、齊藤です。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄です。このたび■さんの経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったということです。■さんは、コマツナ、ホウレンソウほど葉物野菜をハウス栽培している農家であり、経営面積も3.21ヘクタールあり、若手後継者として熱心に取り組んでおります。葉物野菜を増産するため、申請地を取得したいという</p>

	ことです。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、問題ない案件だと思いますので、よろしくご審議のほどお願ひします。
議長	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	16番、山口です。5番について説明します。 譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親子関係であり、このたび■さんに経営の安定を図るため譲渡したいということでございます。譲受人、■さんは、イチゴ栽培に熱心に取り組んでおり、農作業に常時後継者として年間150日以上従事しており、問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。
議長	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。
大貴修一委員	19番、大貴です。6番について説明します。 譲受人、■さんと譲渡人、■さんの間は親戚だとのことです。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■さんは、安房において■という野菜加工、野菜販売、買取りなどを手広くやっており、野菜を増産するため申請地を取得したいとのことです。■さんは、経営規模も344アール作付しており、譲受した畑にはビニールハウスの中でコマツナ、ホウレンソウなどを作付けする予定だそうです。以上のような理由から、譲受人は農作業に300日以上従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められますので、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。
議長	続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。7番について説明いたします。譲渡人、■さんは、相続していた農地を■さんの経営規模拡大ということで2人の間で話がまとまり、円満に売買がまとまったそうです。なお、■さんと■さんは義理の兄弟だそうです。譲受人、■さんは、取得後はサツマイモを作付けするとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	続きまして、番号8番から番号10番について地元委員の説明を求めます。

永井司委員

5番、永井です。8番について説明いたします。譲渡人、■さんと■さんは知人の間柄でありまして、このたび■さんが規模拡大ということで売買がまとまったそうでありますので、よろしく審議お願いいいたします。

9番について説明いたします。■さんは不動産関係をやりながら農地を持っていますが、このたび■さんの規模拡大ということで、自分の持っている土地を譲り渡して、規模を縮小ということで売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いいいたします。

10番について説明いたします。■さんほか、4名で農地を相続しましたが、■さんは年寄りでございまして、息子さんがもう少しずつ規模を縮小したいということで、このたび■さんに近く土地を持ってもらって、規模を縮小したい旨説明がございましたので、何ら問題ないと思ひますので、よろしく審議お願いいいたいと思います。

議 長

続きまして、番号11番から番号13番について地元委員の説明を求めます。

小沼正委員

11番、小沼でございます。11番について説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親戚の関係でございます。このたび■さんと■さんで農地の交換ということで契約が円満にまとまったということでございます。■さんは水稻、サツマイモを中心とした兼業農家であり、経営面積も2ヘクタールあります。農地の利便性を得るために申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。

続いて、12番について説明します。12番ですが、11番の譲受人と譲渡人が反対でございまして、この交換であるため、よろしくご審議のほどお願いいいたします。

続いて、13番です。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。■さんの経営規模拡大ということで、使用貸借契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、水稻、ソバを中心とした兼業農家であり、取得後経営面積も60アールあります。ソバを増産するため、申請地を取得したいということでございます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。

議長	続きまして、番号14番について地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番の小沼です。14番についてご説明いたします。 譲受人、■さんと譲渡人、■さんは近所のお付き合いしているということで、■さんは水菜、コマツナなどを2.1ヘクタールほど栽培しています。今回の案件は、■さんの希望ということで売買が成立しました。問題のない案件かと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	続きまして、番号15番について地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	24番、梶間です。15番についてご説明いたします。 譲渡人、■さんと譲受人、■さんは知人の関係でございます。■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、水稻、サツマイモを中心とした農家であり、経営面積も200アールあり、熱心に取り組んでいます。以上のような理由から、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないとと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	それでは、番号1番から番号15番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番から番号15番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番から番号15番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)

議長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号1番、申請地、[REDACTED]。地目、畠。面積86.4平方メートル。申請人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、農家住宅・駐車場・農業用資材置場、115.93平方メートル。事由、農業を営んでおり、現在は実家で両親と同居しておりますが、結婚を機に手狭となつたため、申請地に農家住宅を建築し、農業用資材置場を整備したい。また、農地法の許可を得ずに農地の一部に碎石を敷いて利用しておりましたので、是正したい。</p> <p>なお、この案件につきましては、一部使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
関根薰委員	<p>17番、関根です。1番について報告いたします。</p> <p>去る9月15日に私、海老原委員、大貫委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側に当たります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いします。</p> <p>申請地は、[REDACTED]、第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断しても、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
齊藤新一委員	<p>13番、齊藤です。現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、地図1ページ左側です。場所は県道110号線を茨城町方面に向かって旧舟木小学校前の信号を左折して、200メートルぐらい行ったところをまた左折して、200メートルぐらい行ったところです。申請人の[REDACTED]さんは、元サラリーマンだったのですが、おじいさんの後を継いで農業を始めまして、結婚を機に実家から出て家を建てるために、申請地に農家住宅を建築し、農業</p>

	用資材置場を整備したいということです。それで、農地法の許可を得ず、農地の一部の碎石を利用してしまったので、是正したいということです。なお、始末書添付済みとなっています。よろしくご審議のほどお願いします。
議長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、権利、使用貸借権。申請地、[REDACTED]。地目、畠。面積268平方メートル。使用借人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、駐車場・資材置場・倉庫、268平方メートル。事由、土木業を営んでおりますが、事業拡大のため、資材置場及び倉庫、駐車場を整備して利用したい。また、農地法の許可を得ずに倉庫を整備して利用しておりましたので、併せて是正したい。

	<p>なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。15日に現地調査を行いました。1番についてご報告いたします。</p> <p>場所ですけれども、1ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いいたします。申請地の農地区分は、第1種農地ですけれども、連櫓農地でありますので、許可要件に合うと判断いたしました。</p>
議長	それでは、地元委員の説明を求めます。
森作秀裕委員	<p>10番、森作です。場所なのですが、1ページの右側の中で串挽から北側の小貫に抜ける道のクリーンセンターを左に見まして、50メートルくらい行ったところです。</p> <p>賃借人、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、賃貸人、[REDACTED]さんは親子の関係でございまして、土木業を息子さん、[REDACTED]さんが営んでおり、農地転用ということで土木業を営んでいて、資材置場、倉庫、駐車場を整備して利用したいということです。先ほども始末書添付ということで農地法の許可を得ずに倉庫を整備して利用していましたので、併せて是正したいとのことです。集団的に存在する農地の地域にある場所なのですが、集落に接続して設置される駐車場として例外的に許可できる案件か思います。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたしま

	す。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号2番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、畠。面積502平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、駐車場・車両置場。事由、自動車部品の販売等を営んでおりますが、事業規模拡大に伴い、新たに申請地に駐車場・車両置場を整備して利用したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員	<p>18番、海老原です。番号2番についてご報告いたします。</p> <p>場所については、地図2ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。</p> <p>申請地は、宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地で、第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	<p>7番、草野です。2番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。申請地は、地図2ページの左側です。県道茨城鹿嶋線で、茨城町方面に向かい、紅葉に入り、古新田公民館より100メートル先を右折して、約100メートル先の左側です。宅地敷地内にあります。</p> <p>譲受人、[REDACTED], [REDACTED] さんと譲渡人、[REDACTED]さんは、[REDACTED], [REDACTED]さんの仲介により、[REDACTED]の経営規模拡大ということで売買がまとまったそうです。なお、宅地及び建物は既に売買されています。[REDACTED]</p> <p>は、茨城町長岡に本社があり、古物商の認定を受けて中古自動車の買取り、販売をしており、100台単位で代表の母国、パキスタン</p>

	へ輸出しているそうです。申請地には、買い取った車両置場や従業員の駐車場として利用するそうです。以上のような理由から、問題ない案件ですので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、畠。面積495平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、自己住宅64.84平方メートル。事由、現在は実家で両親、祖父母と同居しているが、結婚して手狭なため申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	19番、大貫です。3番についてご説明、ご報告いたします。 場所については、2ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いします。 ここも第1種農地ですけれども、近くに6軒以上民家がある連櫓農地となっていますので、農地転用基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	それでは、地元委員の説明を求めます。

菅谷美尚委員	4番、菅谷です。3番について説明いたします。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページ右側になります。県道18号線、梶山のセブンイレブンの信号を大洋支所に向かい、約1.8キロメートル地点を左折し、すぐの右側になります。譲受人、■さんは、実家で生活していましたが、結婚を機に自己住宅を建築したいとの想いでいたところ、実家の隣地を譲渡人、■さんが譲ってもいいというお話になったそうです。円満に売買がまとまりました。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	番号3番について質疑に入ります。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号4番、権利、賃貸借権。申請地、■。地目、畠。面積1,162平方メートル。賃借人、■, ■, ■, ■。賃貸人、■, ■, ■, ■。転用施設、太陽光発電施設、423.84平方メートル。事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	19番、大貫です。4番についてご報告いたします。地図は、3

	<p>ページの左側になります。</p> <p>農地区分は、大洋駅から300メートル以内ということで、第3種農地と判断いたしました。詳しくは、地元委員さんに説明をお願いいたします。</p> <p>農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番です。永井です。この案件は、菅谷さんの案件でございますが、今日は休みですので、代わりに私が説明いたします。</p> <p>■さんは、老齢のために農家を少し規模縮小したいということで、このたび■の■さんに農地を貸して、■さんがソーラー発電の設備をしたいということで、円満にまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号5番、権利、売買。申請地、■。地目、畠。面積1,640平方メートル。譲受人、■、■、■、■、■。譲渡人、■、■、■、■、■。転用施設、太陽光発電施設423.84平方メートル。事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見</p>

	書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	19番、大貫です。5番について説明します。ご報告いたします。場所は、3ページの右側にあります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いしたいと思います。 農地区分は、駅から300メートル以内ということで、第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、よろしくお願ひします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
永井司委員	5番、永井です。この案件も菅谷さんの案件でございますが、代わりに説明いたしたいと思います。 場所は、地図3ページの右側になります。■さんが相続しましたが、この土地は貸してあって、ほかの人が作物を作っていましたが、毎年サツマイモを作って、今年も作っていますが、9月までということで貸してあるそうでございまして、その後にソーラー発電を建てたいということで、今回売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願ひしたいと思います。
議 長	番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	<p>番号6番, 権利, 使用貸借権。申請地, [REDACTED] [REDACTED]。地目, 畑。面積367平方メートル。使用借人, [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人, [REDACTED], [REDACTED] [REDACTED]。転用施設, 自己住宅86.46平方メートル。事由, 現住 居が老朽化しているため, 申請地に自己住宅を建築したい。現住居 は隠居として利用する。詳細につきましては, 現地調査意見書を御 覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
関根薰委員	<p>17番, 関根です。6番について報告いたします。</p> <p>場所については, 地図4ページの中央やや左側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さんにお願いいたします。</p> <p>申請地, 第1種農地と判断しました。農地転用許可の基準から判 断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも 適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いた します。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	<p>3番, 宇佐見です。6番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。場所は, 地図4ページ左 側, 旧徳宿小学校, 現在の鉢田市生涯学習館とくしゅくの杜より北 へ100メートルの場所になります。左側です。</p> <p>譲渡人, [REDACTED]さんと譲受人, [REDACTED]さんは夫婦の関係となり ます。今回自己住宅を建設するに当たり, 共同で融資を受けるとい うことから, 共有持ち分として連名での申請ということになります。現在の住所はおばあさんの隠居とするとのことでした。問題な い案件かと思ひますので, よろしくご審議お願いいいたします。</p>
議長	番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号6番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませ んか。</p>
	(異議なしの声あり)

議長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号7番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、畠。面積495平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、自己住宅98.19平方メートル。事由、現在借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となつたため、申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員	<p>18番、海老原です。番号7番についてご報告いたします。</p> <p>場所については、地図4ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。</p> <p>申請地は、宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
新堀隆委員	<p>1番の新堀です。場所は、鉢田北小、北中から徒歩圏内にあり、近年特に北小が開校してからアパートや戸建て住宅が建ち始めた地域です。</p> <p>譲受人、[REDACTED]さんは、現在借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となつたため、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。
(議案第4号 現況証明書の交付について)	
議長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議長	関連がありますので、番号1番、番号2番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号1番、届出地、[REDACTED]。地目、畠。面積230平方メートル。利用状況、自己住宅敷地。申請人、[REDACTED], [REDACTED]。変更年月日、平成8年月日不詳、確認年月日、令和4年9月15日。非農地証明となります。</p> <p>続きまして、番号2番、届出地、[REDACTED]。地目、畠。面積199平方メートル。利用状況、農業用倉庫。申請人につきましては、番号1番と同一であります。許可年月日、平成22年1月25日、確認年月日、令和4年9月15日。転用事実証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
関根薫委員	<p>17番、関根です。1番について報告いたします。</p> <p>去る9月15日、私、海老原委員、大貫委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図5ページ中央の位置です。現地を確認したところ、自宅を広げ、使用している状況です。3人の</p>

	<p>総合意見として、現況証明の交付は可と判断しましたので、報告いたします。</p> <p>2番についても報告いたします。去る9月15日、私、海老原委員、大貫委員と事務局で現地調査を行いました。地図5ページ、22年の1月25日に農地転用の許可を受けたものです。現地を確認したところ、農業用倉庫が確認されました。3人の総合意見として、現況証明の交付は可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	<p>16番、山口です。それでは、まず番号1番の非農地証明について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。調査員の報告のとおりでございます。地図5ページの左側になります。場所は、徳宿本郷の通りから樅山方面に抜ける通りの右側になります。</p> <p>申請人の■さんは、葉物等のハウスを栽培している農家であります。申請地は、平成8年度頃から自宅敷地として利用しているということで、私も確認しましたが、植木等も植えられている状態でした。非農地として証明することには何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、番号2番の転用事実証明について説明いたします。こちらも調査員の報告のとおりでございます。地図の5ページの右側になります。場所は、先ほどの場所の隣、すぐ西側になります。</p> <p>申請人の■さんは、先ほど説明したとおり、葉物等のハウスの栽培をしている農家であります。申請地については、平成22年1月25日に農業用倉庫建築のため、制限除外の届出をしており、今回2度目で地目変更を登録するために申請に至ったということです。何ら問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	それでは、番号1番、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
議長	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番、番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議長	異議なしと認めます。番号1番、番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号3番、届出地、[REDACTED]。地目、畠。面積1,016平方メートル。同じく[REDACTED]。地目、畠。面積1,692平方メートル。計2筆、2,708平方メートル。利用状況、自己住宅・山林。申請人、[REDACTED], [REDACTED]。変更年月日、平成10年月日不詳、確認年月日、令和4年9月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員	18番、海老原です。番号3番についてご報告いたします。 場所については、地図6ページの左側の位置にあります。詳しくは、地元委員さん、よろしくお願ひいたします。現地を確認したところ、現在山林と宅地という状況でありました。3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断しましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番、海東です。3番についてご報告します。 現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は、6ページの左側でございます。元串挽小学校北の信号から300メートルぐらいの場所に位置しております。 このたび申請人、[REDACTED]さんが畠、872番地を山林に、畠、873番地を宅地に転用したいということで、非農地証明の申請をされたとのことです。[REDACTED]さんは、現在ひたちなかに住んでおります。現状の畠は、母が5年前まで住んでおり、畠を耕していました。亡くなつてから畠、[REDACTED]がシノ化され、山になつております。畠、[REDACTED]は、母親が住宅、物置等を建てて住んでいたとのことでした。問題のない案件だと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。</p> <p>番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	(異議なしの声あり)
議案第5号 農地改良協議に対する同意について	
議 長	続きまして、議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号1番、届出地、[REDACTED]。畠、1、〇〇平方メートル。申請人、[REDACTED], [REDACTED]。事由、高低差解消。期間は、令和4年11月15日までとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員	<p>18番、海老原です。番号1番についてご報告いたします。</p> <p>場所については、地図の6ページの右側の位置にあります。詳しくは地元委員さん、よろしくお願ひいたします。申請地は菊が栽培されており、道路との高低差がある農地を解消するための行為であり、農地改良制度要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>

議長	地元委員の説明を求めます。
新堀隆委員	<p>1番、新堀です。場所は、先ほどの鉢田北小から南のほうへ500メートル行ったところを右へ入ったところにあります。</p> <p>所有者の[]氏は、大手の小菊生産農家であり、出荷時には10名ほどの雇用をしている優良農家です。申請地は、小菊の苗を育成していた畑で、長年根のついた苗を持ち出していることによって、畠の土が少し中央がへこんだということで、客土をしたいということなのです。隣接地の低地も自己所有で問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。
	(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)
議長	続きまして、議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議長	事務局に説明させます。

事務局	<p>申請件数につきましては16件、合計で25筆、面積3万780平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借24筆、使用貸借1筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第6号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p>
	<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議長	<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>3件の届け出がございました。4筆で、面積は1万275平方メートル、合意解約となっています。</p> <p>以上でございます。</p>

	(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	2件の届出がございました。7筆で、面積につきましては合計で2万1,281平方メートルでございます。内容は、遺贈1件、相続1件による所有権移転となっております。 以上でございます。
	(報告第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について)
議長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	1件の許可処分を行っています。公売落札によるものとなっております。 以上でございます。
議長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議長	続きまして、そのほかについて何かありましたらお願ひいたします。 事務局、お願ひします。
事務局	皆様のお手元のほうにこちら、資料1枚ペラのものがあるかと思うのですけれども、こちらを御覧ください。今回県外の農業法人の

議 長

ほうが新規参入ということで、茨城県内に農業参入を展開したいということで、茨城県の農業経営課から鉾田市の農業振興課のほうに案内がありまして、こちらのほうに案内依頼がありました。

今回参入したいという企業につきましては、[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]という会社のほうが事業展開ということで、資料のとおりにはなっております。営農類型は稻作で、現在180ヘクタールの規模であります。茨城県の農業経営課農業支援参入室のほうで接触した経緯というのは、いばらき農業アカデミー経営スタートアップ講座の基調講演者として講演があったもので、県の参入支援室もそちらに参加して接触を図ったものであります。

参入の計画といたしましては、栽培品目、米など、当初5ヘクタールから規模をスタートして、将来的に規模拡大を見込める地域のほうで、農地条件など大規模な農地改良事業を行わないようなところ、あまりに水はけが悪いなど、そういう以外であれば検討可能ということでありました。こちらの参入地域としては、茨城県内全域で検討可能としておりまして、管理体制は5ヘクタール程度であれば繁忙期にスタッフを送る対応で、10ヘクタール以上の農地を確保できればスタッフ常駐を検討しているそうです。参入スケジュールは、令和5年の春から作付希望ということでありました。

茨城県の農業経営課農業支援参入室からは、こちらの社長の[REDACTED]さんという方が、小規模な農地も引き受けて、地域の信頼を得ながら規模拡大をされた方で、おそらく他県でも引き合いがあると思われますので、茨城県でも早いうちに動きたいという形で、先日、9月21日に県と市と推進委員さん、そちらと現地の案内をしてきました。地区のほうは、今回田崎、下太田地区の大谷川沿い、そちらの田んぼのほう、現地のほうを確認してきております。こちらのほうは、どうしてもそこでやってみたいというお話でありましたので、近いうちに地権者への説明会を開催する運びになっています。また、塔ヶ崎・当間地区の巴川沿いですか、そちらについても検討のほうをされておりますので、該当地区の農業委員さんにはご協力いただくことになりますので、よろしくお願いします。

また、もう一つ、4月の総会のときにご案内しました企業で[REDACTED]、こちらのほうも10月12日に現地のほうを確認する予定となっておりますので、参入が決まれば、また総会のほうで報告をしたいと思っております。

以上でございます。

ご苦労さまです。今事務局から説明があったとおりでございますけれども、この[REDACTED]という[REDACTED]で実際やっておりますけれども、鉾田の水田に魅力を感じて、現地視察に行ったらぜひやりたいということで、これで幾らかでも水田の耕作放棄地が減

	<p>るのではないかなどという、そういう見込みのもので、農業委員会としてもやはりこういう方をぜひバックアップしていきたいと思いますので、地元委員さん、なるべくそういう相談があったときには話にひとつ乗ってあげていただきたいと思います。</p> <p>そういう形で、水田が今耕作放棄地、畠よりもそういう形で荒れおりますので、[REDACTED]という会社が来てくれることによって、雇用は生まれるし、耕作放棄地がなくなるし、一石二鳥で非常にいいなと思って、それで現地を見たところ前向きでぜひやりたいということだから、なおさらいいことかなと思っております。そういうことを今事務局のほうから説明がありましたけれども、やはりこういう方が少しでも多く現れていただいて。年齢もまだ若いですね、この方。</p>
事務局	そうですね。33歳の社長だということで。
議長	<p>33歳だそうですから、これからぜひそういう鉾田の耕作放棄地を、鉾田の場合には畠より水田のほうの現地を見たそうでございます。水田のほうで前向きに検討するということで、今現在苗を箱に植えて、それで田植をやるのではなくて、代かきをやったら、その上にばらまきするような、そんな農家を目指すようなことですか、それで人手から人件費から幾らかでも抑えながら、大規模にこういうことをやるということはいいことだなと思っております。そういう方がいらっしゃるということで、ぜひ茨城、その中でも鉾田に目をつけていただいて、耕作放棄地解消を目指してくれればいいかなと思っております。そういうことでございました。</p> <p>そのほかについて皆さんのはうから何かありますでしょうか。どうぞ。</p>
海東一委員	6番の海東でございます。今の水田のことについてちょっとお聞きしたいのですが、ばらまくということで、反当どのくらい取れているのか、ちょっと聞きたいなと思いますけれども。
事務局	反当でのどれだけ取れているかというのは、ちょっとまだお話を伺ってはないのですが、有機栽培とかやったり、そういうったものは数年は収穫がなくて、それから3年後以降になるとだんだん取れるようになってくるとか、そういうお話は聞いてまいりました。反当どれくらいというのは、こちらでも聞き取れてはいなかつるもので、今度お会いする機会がまたあるので、そういったところで詳しく聞いてみようかなと思います。
海東一委員	ありがとうございます。私が知っている限りでは、やはりこうい

	<p>う有機栽培ということで直まで50年ぐらい前ですか、私が20歳の頃、そういうのをやっぱりやったのです。その前に伸びなかつたということで、収益が上がらなかつたので、やめてしまったという事案がありましたので、どのくらい収益が上がるものなのか、それによって耕作していく可能性があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>今反当どのくらいというので、耕作放棄地がもう何十年もなっているところだから、いきなり反当5俵、6俵というわけにはいかないかなと思っておりますけれども、だんだん生産性を上げてやっていくようなことでございますので、結局反当どのくらい取れれば採算が取れるかどうかということを、多分この若い人は計算しながらやるのではないかなと思っています。</p> <p>もみを買って、苗を育てて、それから田植、そういうことの入件費を省きながらでも 反当の取れる量が少なくとも、このくらいなら入件費がかからないから、農薬もここら辺ではないかということで、ある程度これからは多分ドローンだと、そういうのを利用しながら、自動でトラクターも動かすような、若い人ならそこまで考えているのではないかなと思っています。</p> <p>いろいろお話が、これから事務局のほうとだんだん、だんだん。農業委員会ばかりではなく、市の担当、推進委員もそうだし、担当の部署の方とも協力しながら、連携を取りながらやっていって、非常に前向きだという話を聞いたものだから、これは耕作放棄地を止められることはいいことだなということで、私も非常に関心を持っておりますけれども。少しの間推移を見ながら考えていくたいと思いますので、そのときは皆さんもご協力のほうよろしくお願ひいたします。</p> <p>そのほかについて。 大貴さん、お願いします。</p>
大貴修一委員	<p>今の話なのですけれども、田んぼを耕作放棄地どうのこうのと言いましたが、耕作放棄地の田んぼを貸して、賃貸料とか、そういうのはもらえるのですか。作っていても、耕作放棄地にしていても、土地改良区から鉢田は1万7,000円取られているのだね、水道代とか管理とか、そういう。</p>
議長	<p>それは、これからだんだん、だんだん話を今から進めていくよう。事務局も私も話を聞いて、細かいことまではまだ詰めていないけれども、話を聞きながらやつたということは、小さいところでは駄目だそうです。だから、かなり大きくなっている耕作放棄地を見て、それをほとんど借りてやるような、そんな内容だという話な</p>

	で。
	(何事か声あり)
議長	これからそういう形でだんだん進めていくという話だから、途中でやめたと言われても困るから、今のところ前向きに話を進めるような段階だから、非常に興味を持って私もどういう形で進むのか、興味を持っているということで、前向きだということは確認取れたということだから、あとは話合いでどんどん、どんどん進んでいく。やはり耕作放棄地の場合にはただで借りるというわけにもいかないから、反当どのくらいの形でそういう契約もこれからするのでしょうか、一括して。だから、そのときには農業委員会に上がってくのでしょう、いろいろと。取りあえず今のところそういう段階でございます。
大貫修一委員	次の質問いいですか。最近新聞を見ていると、鉢田市からコロナに感染した人がゼロとか2人とかということなのですけれども、農業委員会の人も全員参加というわけにはいかないですか。
議長	それは一応私も人数が減っていけば、全員参加という形では考えておりますけれども、農業委員会より推進委員もそういう会合というのは持っていないから、両方を考えながらこれから全員でやるようなことは考えております。ただ、まだこのところゼロとか2人とか3人とかになったのがまだ1週間だから。10日くらいしかたっていないと思うから、国のほうもやはりG o T o トラベルがないから、10月7日頃から始めるような、そういうことでございますので、それが減っていけば、やはり農業委員会としても全体会議が一番理想かなと思っておりますので、それは考えております。それは、あとで事務局と相談しながら、なるべくそういう方向で考えていきたいと思いますので。
大貫修一委員	会長が考えているということですか、局長と相談しながら。
議長	はい。
大貫修一委員	それともう一つ、このコロナが減っている間に中途半端な時期なのですけれども、10月の総会より懇親会を設けたいという考え方もあるのですけれども、12月で忘年会時期がすぐあるので、中途半端かなと思っていますけれども、またその頃増えてしまったらできなくなってしまうから、減っているときにどうだろうという声もあるのですけれども、どうでしょうか。

議 長	<p>それは、私がなってしまった以上、あまり俺が前面に出て、そういうのを陣頭指揮をやってしまうと、何、自分でかかったくせにと俺も怒られてしまうから、あまり強いことは言えないのだけれども、それは一応鉢田市の農業委員でございますので、市長なり、議長なり、そういう方と相談しながら。やはり市長からちょっとまだ様子見て、そこはあまりよくないねと言われて、出てしまったからしようがないからと言うのに、いや、それでもやるのだということはちょっとできないから、そういう市の代表者、そういう方と相談しながら、でも考えていきたいと思いますので、そこら辺の返事しかできませんので、どうでしょうか。</p>
大貫修一委員	<p>局長とか市長とよく相談してください。</p>
議 長	<p>はい。やはりそういう農業委員会でやる上では、そういう懇親をしてもらえば、市長だと議長などにも一応顔を出してもらって、話を聞きながらやったほうが、なおさらいい研修にできるのではないかなと思っておりますので、それはこれから相談したいと思いますので。そこら辺はどうでしょうか。</p> <p>では、事務局、よろしくお願ひします。</p>
事 務 局	<p>すみません。私のほうからちょっと話題は違うのですが、情報共有と確認ということでお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>違反転用事案についてなのですが、鉢田市の飯島地区、国道より東側の地区になります。そちらで砂利採取をやっている事業者がおりまして、当初予定していなかった隣接農地につきましても事業地としてやりたいということで、やりたいというか、もう既にやってしまっていると。一時転用にはなるのですが、無許可で耕作以外の目的に使用していたという事案が発生しております。こちらにつきましては、事業を認可した県とともに事業者からの聞き取り及び指導を行いまして、一時転用の許可が出るまでは事業を停止して、是正申請による対応ということで今話を進めております。</p> <p>そこで、実は砂利採取事業の利害関係人、どういう関係かというと、その砂利採取事業をやっているトラックの運搬物というのですか、その近くに山を持っていて、その山も勝手に、大きいトラックなので、少し土地も踏まれてしまっていると。そういうった方から、その人結構農地とかに詳しい方で、一時転用を無断でやっていた場所が農地だと知っている方でして、一旦農地に戻してから許可を出すべきだろうと。自分のときはやり直させられたのに不公平だというふうな主張をしていらっしゃる方がいる。</p> <p>この方、何でこういうことを言っているかといいますと、ちょっ</p>

と長いので、着座で失礼します。平成21年ごろに農業委員会の同意を得ずに、この方、農地改良をやってあります。その際に、農業委員会から無断でやっているだろうと、農地改良だけれども、きちんと農業委員会の許可を受けてからやるのだよということで、元に戻せと言われて、その人は一旦入れ終わった土を元に戻して、その後農地改良の虚偽の申請をさせられた。結局同じことをやるのに、ペナルティーを科せられたというイメージが強い。違反点を是正せずに認めてしまうのは不公平な内容ではないかということでこちらにクレームがございました。

今現在の違反転用への対応ですが、基本的に申請していれば認められるもの、転用見込みがあるものにつきましては、始末書を添付して申請を受付して許可しているという状況にあります。こちらにつきましては、近隣自治体も対応は同様です。転用の見込みがない違反転用についてはもちろん是正するように指導、農地に戻しなさいということで指導します。重大案件につきましては、総会で説明して情報共有及び対応、協議を行うと。もちろん悪質な場合は、原状回復命令の措置も実施するという流れにはなりますが、基本的には申請していれば問題なかった案件については、毎回のように、今回の総会の議案でもありましたが、始末書を添付させて、許可を出しているということになります。

現状における対応としまして、何回も申し上げますが、転用見込みがある場合につきましては是正申請と、見込みがない場合は原状回復に向けて指導を行うという流れになっておりまして、利害関係人が言っているような罰則的な意味合い、原状回復を行わせるという行為は、事業者にとって行政手続法上でも不利益処分ということになりますので、結構な手続を踏まないと原状回復命令というのでは出せないです。安易に行なうことはなかなか難しいのかなと思います。訴訟を起こされる可能性もある対応になってしまいりますので、皆さんもいろんな方から相談を受けるとは思いますが、基本的には事務局に相談していただいて、対応するという形になるのですけれども、基本的には先ほど申し上げた見込みが転用が可能な場所である場合には、始末書を添付して是正の申請で許可をすると。

もちろんこれ、以前の総会でもありましたが、何回もやっているような人に関してはペナルティーを科すというのもあれですが、直接指導に行ったりとか、そういった対応も必要かと思ひますけれども、今現在のこの対応で近隣市町村も同様の内容で対応していますので、特に問題はないのかなと思うのですが、この方、今クレームというか、言っていらっしゃる方につきましては、特にご意見等なくて、その対応で問題ないというのであれば、今現在はこういう対応をしていますというのを丁寧に説明して、理解を求めていきたいと思います。

議 長	<p>ちょっとこのことについて何かご意見等ありましたらいただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>今事務局から説明があった地区は、私の持ち区でございます。それで、私はそこを見に行かなかつたというのは、山林だったのです。だけれども、まさか畠のほうとか何とかというのを取っているとは俺は思わなかつたから。山林を取つている■さんということは知っているから、だから別に自分の山から自分で取つて、取つてといふか、砂を売つていたということだから、俺はその脇の畠のところとか何とかまで許可を出したとか出さないとか、そういう違反行為をやつしているとも思わなかつた。ただ、■さんという方は結構面積をやつたものだから、取つていつただけだからと俺は思つて、話も周りから聞いていたけれども、その山だけだから、農地ではないからなと思ったけれども、今回事務局から説明を受けていただいて、それで今まだ砂を採取をやつしている業者の説明と、農業委員会へは提出をして、許可をもらつてあると思ったという、そういう話だったから、だから思ったという、そういうことを言うこと自体が、我々は、我々というか、私は疑う。してあると思ったって、それをやつしているということ自体が、全国的に土砂を埋めたり取つたりすること自体がもう違反なわけだから。</p> <p>熱海の土石流から何からひっくるめて、昔はある程度そういうことで大目に見ていただけれども、今はそういうことがだんだん厳しくなつて、県の許可もそう簡単には出ないらしいのです。そこへ持ってきて、そういう厳しいことが、そういうやつている業者が分からぬといふことが、俺にはちよいと腑に落ちないので。ましてや、農業委員会に出してあると思ったなんていう言葉自体が俺は疑う。私は疑つてしまふのです。かなり厳しいのですから、土砂を取つたり埋めたりすることに関しては、今は。全国的に。その中でそういう安易な簡単な考へで、出してあつたとかないとかと言ふこと自体が、ちょっと取つている経営者としては私は腑に落ちない。こういうことで疑つてしまふのですけれども。</p> <p>そういうふうに流れとしては今言ったけれども、皆さんのはうで、何かそういうことに原状回復というペナルティーを科すということになつてしまふと、やはり相手もそういうことだから、訴訟を起こされて裁判になる。裁判になれば、今度手續が面倒になる。費用もかかるということだから、そこらのところまでやつていいものか悪いものかというのも、皆さんでこういうところで少し考えていただきながら、今事務局の説明の内容を考えていただきたいなと思っております。</p> <p>できれば全体で、農業委員全体会議でやることによって意見も出てくるのではないかと思っていますけれども。半分以上はいますけ</p>
-----	---

	れども。そういうことがこれからも出てくることで、またこれ難しい問題です。原状回復というのは、これちょっと難しいな。
事務局	今回原状回復が悪質かどうかというところもあれですけれども、原状回復の目的は畠に戻すということです。畠に使うということが目的だと思うのですけれども、結局また転用するわけなのです。だから、本当に単なるペナルティー、罰則的なところでやるというのは、特にそんな基準とか、そういうのを設けているわけでもございませんし、本当に相手側の不利益処分になりますから、そう簡単に出せるものではありませんので、なかなか難しいかなと思いますけれども。
議長	<p>それと、毎回私は思うのだけれども、皆さん毎回毎回こういう総会に始末書添付で上がってきますけれども、始末書添付というのは、これは分からぬでやってしまったやつだから始末書添付で簡単に通ってしまうわけだから。これが、同じ人が毎年毎年始末書添付で通るかといったらば、ちょっとそれも疑問でしょう。始末書、始末書で、毎年同じ人が、毎年毎年始末書添付では、これはちょっとないでしよう。だから、やっぱり始末書の添付というのも、重さというものもある程度分かっていただいておかないと、同じ人が何回もやってしまっても、始末書を出せばいいのだからという、そういう安易な考え方やられたらば、これは農業委員会としてもちょっと考えなくてはならないな。だから、始末書というのは何枚書いても同じかと思ってしまうのです。やらない人はやらないし、やる人はやるもの。分からなかったと出すのが、そういうこと。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
箕輪美代子委員	<p>箕輪です。何年か前の案件で、どこかの工務店が資材置場として砂利とか碎石とかいろいろ置いたと。許可を得ずに置いたから始末書添付と。そのまた数か月後に、また同じ業者が始末書添付で資材置場として申請があったときには、さすがに原状回復してほしいと、それで原状回復してもらったといういきさつがあります。ある程度の工務店とか、そういう業者は、そういうのは分かっているのです。だけれども、一般の農家の人のいうのは、60になんて、えっ、そうなのですかと分からない人が結構おります。そういう場合には、本当に始末書添付も仕方がないと思うのですけれども、ある程度の業者がそれは分かった上でのそういうことなのではないかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	やはり私もそう思います。一般の人が分からぬでやってしまつ

	<p>たのだから、始末書をここに書いてもらってと、はい、分かりましたと素直にやると、同じ人がそういうふうに何枚書いても、それなら原状回復。やっぱりある程度そういうことも必要なかなと思います。始末書の重さというのをある程度分かってもらわないとな</p> <p>と。</p> <p>そういうふうにいろいろと皆さんで考えていただきたいと思いますので、これからも難問から難問、まだ農業委員会で一件落着というのはないから、1つ片づければ、また1つ問題が出てくるように、いまだに難しい問題が2つ、3つ、まだ解決していないのがありますけれども、何とか今のところ落ち着いておりますから、今回の件も、はい、分かりましたと、そう簡単に片づく問題ではないでしようから。</p> <p>対処の方法としては、事務局、何かありますか。</p>
事務局	<p>今回の件については、先ほどから申し上げている利害関係の方に対応等について話をする必要がございますので、今現在の農業委員会のやり方として、基本的に先ほど箕輪委員が言られたような、ちょっと悪質かなというようなものについては、そういった対応もあるかと思いますが、通常の対応としては始末書添付で、転用見込みのあるものについては始末書添付で許可ということでよろしいのかと思うのですが、どうですか。会長が悪質と言われると、どうでしょう。悪質なのですか。</p>
議長	<p>だって、総会の中で、神栖辺りの業者が、神栖は相当うるさいわけだから。俺なんかまちを歩けば、相當いまだに被害を被っている人がいるわけだから、20年も30年もたって家が傾いた、みんな砂を取ったところが傾いたりなんかしているわけだから。だから、相当厳しくしてしまったから。あそこはいい砂が取れたわけだから。30年、40年前は。いまだにそういう土地がたくさんあるわけだ。だけれども、新たにあそこに引っ越して住む人はそんなの分からないわけだ、平らにしてしまっているわけだから。</p> <p>そういうことは鹿嶋でも現に起きている。私の友達が3年かかったと言ったな。車を乗ったら、玄関のところがずぼんと水が入っていってしまう。あれ、あれ、入ってしまうと思ったら、玄関の下に大型ダンプが1台半、砂が入っていた。そうしたら、昔購入した土をみんな埋めてしまって、だから、今土を取って、昔はそういうふうにやったけれども、そういうことは今できないから、相当厳しくなっているところへもってきて、そういう業者はそういうことを分かっているわけだと俺は思うのだ。相当厳しいから。だけれども、ただ臆測で分かっていると思うなんて俺が言っているだけであって、本当に分からなかったのか何だか、それは分からないけれど</p>

	も。そこら等で、俺はどっちとも今のところ。
事務局	恐らくですけれども、来月か再来月の総会にはこちら一時転用で上がってきます。こちらの許可が出ないと、県も許可を、許可の変更になるのでしょうかけれども、そちらを認めないとということになりますので、そうすると来月の申請が上がってき、それで協議という形ですか。
議長	上がってくるのは分かっているわけだから、その前にちょっと現場を、俺1人でもしようがないから、現地をちょっと現地調査員の人ばかりでなく、連れていって、何人か。ちょっと確認してきて、それから対応しましょう。見ないで、ここでどうだこうだ言っていても、ちょっと現場を見ないことにはあれだから、現場を見てきましょう。私の地区だから、私は当然だけれども、俺1人で行くよりも、やはり何人かで行っていただくほうがいいかなと思う。
事務局	では、近いうちに日程調整してということでよろしいですか。ほかに会長と代理。
議長	代理2人と。あと、できれば大洋地区の人らにも来て、何人かいたほうがいい、近いから。
事務局	隣接委員さんですか。
議長	そう。
事務局	では、ちょっと後で調整します。
議長	事務局の説明もそういうことでありましたけれども、皆さんのはうからその他について何かありますでしょうか。
	(発言なし)
議長	では、ないようなので、よろしいですか。 議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉢田市農業委員会定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。
	午後3時55分 閉会

署名人

議長（会長）

13番委員

15番委員